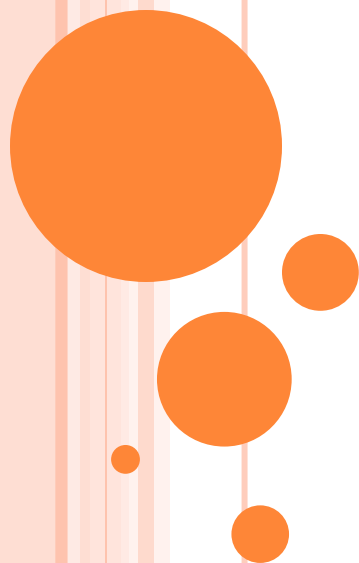


高松市子ども・子育て支援推進計画(案)の
修正及び計画の名称について



1. 計画書記載内容の変更について

《概要》

香川県が新たに創設した「かがわ健やか子ども基金事業」の交付金を活用し、高松市として新規事業を実施するため、昨年12月に「高松市健やか子ども基金条例」を制定するとともに、同基金を造成したため、来年度から実施を予定している事業の趣旨について、子ども・子育て支援推進計画へ追加掲載するものです。

(※同基金を活用した事業については、香川県から高松市子ども・子育て支援推進計画へ記載する旨の指示有り)

変更内容①

「婚活支援事業」の示唆箇所の追加（※赤字が追加箇所）

（各論 基本方向「子どもの成長への支援」の基本施策「健やかな成長を促す
学びへの支援」の「体験学習活動・地域活動の充実」より抜粋）

【基本方針】

- 子どもたちの成長段階に応じた多様な体験学習を提供し、本市の産業や資源、歴史文化への理解と関心を高めるとともに、恒久平和や環境問題への意識啓発を行います。
- 子どもたちの成長段階に応じた多様な体験活動の機会を提供するため、社会教育団体等との連携を図り、内容の充実を図ります。
- 小・中・高校・大学の児童生徒が、生命の大切さを学び、次代の親として子どもを産み育て、家庭生活を大切に作る心情を育めるよう、関係機関が連携を図り、乳幼児等とふれあう直接体験活動を推進します。
- 急速な少子化の進行に鑑み、次代の親として子どもを産み育てるための結婚・妊娠・出産・育児への「切れ目のない支援」を行うことを目的に、子育て支援策に加え、結婚支援施策など地域の実情に応じた少子化対策への取組を推進します。
- 子どもたちの体力・運動能力向上のため、指導者の養成やスポーツ行事の充実に努めます。

変更内容②

「風しん予防接種事業」に関する内容の追加（※赤字が追加箇所）

（各論 基本方向「子どもの成長への支援」の基本施策「子どもの心身の健やかな育ちへの支援」の「妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実」より抜粋）

【基本方針】

- 妊婦から乳幼児期までの健康の確保と増進のため、発達段階に応じた母子保健事業の充実に努めます。
- 安全で快適な出産を支援するとともに安心して子育てが始められるよう、風しん予防接種等の補助や健康教育、相談事業の充実に努めます。
- 感染症から子どもを守るため、適切な時期に安全な予防接種を推進します。
- アレルギー疾患を有する子どもが、幼稚園・保育所・こども園で、健康で安全に過ごせるように、保護者や地域の関係機関との協力、連携を図りながら対応します。
- いつでも安心して医療にかかることができるよう、小児救急医療体制の充実に努めます。

変更内容③

「遊具設置等整備事業」に関する内容の追加 (※赤字が追加箇所)

(各論 基本方向「子どもの成長への支援」の基本施策「健やかな成長を促す
学びへの支援」の「幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上」より抜粋)

【基本方針】

- 乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本市独自の教育・保育の考え方を示す「高松っ子いきいきプラン」に基づき、幼児教育・保育の、質の向上を目指します。
- 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態にかかわらず、就学前の子どもに等しく質の高い教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園への移行の促進を図ります。
- 「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき発達課題に即した指導を行い、「豊かな学びを育む特色ある就学前教育」を推進します。
- 幼児期に培う力が、小学校以降の生活や学習の基礎につながることに配慮し、発達や学びの連続性を踏まえた教育内容の充実を図ります。
- 幼児に適切な遊びを提供し、情操を養うため、教育・保育施設などの遊具設置等の環境整備を推進します。

変更内容④

「地域子ども・子育て支援事業」に関する内容の修正変更（※赤字が変更箇所）

（第3部 法定事業の量の見込みと確保方策

第3章「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」より抜粋）

【12】実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■ 確保方策と今後の方針

低所得者を対象とした特定教育・保育施設等が徴収する保護者の実費負担部分に係る補助について、国の制度内容を踏まえて検討します。

【13】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

(1) 巡回支援 多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

(2) 特別支援 私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

■ 確保方策と今後の方針

新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。また、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討します。

2. 計画の名称について

高松市子ども・子育て支援推進計画「高松すくすく子育てプラン」

(総論 第1章「計画策定に当たって」より抜粋)

5 計画の対象

この計画は、市内に居住・通勤・通学する子ども（概ね18歳未満）とその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、学校等関係者、事業者など、全ての個人と団体等を対象とします。

この計画でいう「子ども」とは、高松市子ども・子育て条例に規定するとおり、18歳未満の全ての子どもを指します。既に18歳になった人でも、高校生や、障がい、虐待等により支援が必要な人なども対象とします。

6 計画の名称

この計画の名称は、高松市子ども・子育て支援推進計画「高松すくすく子育てプラン」とします。

参考	計画名称	計画期間
子育て支援の総合計画	「高松市すこやか子育て支援計画」	平成 8年度～12年度
子育て支援の総合計画	「新高松市健やか子育て支援計画」	平成13年度～16年度
高松市次世代育成支援対策行動計画	「高松市こども未来計画（前期・後期）」	平成17年度～26年度